

北文化小劇場ビッグバンド The Polar Star Jazz Orchestra 活動規約

【名称】

第1条 このバンドの名称は、The Polar Star Jazz Orchestra（以下PSJOという）とする。

【活動】

第2条 PSJOの参加者（以下メンバーという）は、基本的に劇場が行う選考を経て承認され、その後は年度ごとに更新手続きを行うこととする。

2 メンバーは第5条に反した場合、メンバー資格を失う。

3 劇場の指定管理期間の終了や市民参加の公平性を確保する等の事由により、次年度以降の更新を中止する場合があることを予め了承すること。

4 一時的に休会する場合は所定の届けを劇場に提出し、期間は3年度を限度とする。

5 退会する場合は、退会の時期および退会の理由を劇場に申し出て、その承認を得るものとする。

第3条 PSJOには北文化小劇場（以下劇場という）が指名する音楽監督を置く。音楽監督はメンバーの指導を行い、劇場とともに編成や選曲に関する権限を持つ。

第4条 メンバーは劇場が指定する練習会及び演奏会等に参加すること。劇場が指定する演奏会等の基準は別に定める。

2 前項の練習会および演奏会等の運搬・準備・後片付け等はメンバーで協力して行うこと。また、その際には自身の怪我や盗難紛失等には各自が留意すること。

3 第1項の練習会及び演奏会等にかかる出欠連絡などは別に定める手順により行うこと。

【禁止事項】

第5条 PSJOでは下記の行為を禁止する。

- （1）参加者間での物品販売等の営業行為や特定の宗教団体、政党等への勧誘
- （2）酒気帯びでの参加
- （3）インフルエンザや感染症等で他のメンバーに伝染する恐れのある状態での活動への参加
- （4）劇場が手配する楽譜以外の使用及び劇場が手配した楽譜の私的利用
- （5）個人情報の漏洩
- （6）メンバーや劇場職員等への暴言、暴力、嫌がらせ等の迷惑行為（ハラスメントやストーカー行為）
- （7）その他公序良俗に反する行為

【費用】

第6条 メンバーは劇場が指定する期日までに参加費を収めること。また、納入した会費は返金されないことを予め了承すること。

2 演奏会等に出演の際、出演料等は支払われないことを予め了承すること。

3 ただし、第4条の劇場が指定する演奏会等にかかる運搬作業において配車が必要となる場合、配車を行う団員に対して運搬委託料として1日あたり1,000円を支払うものとする。

4 休会中の会費については正規の金額の2分の1とする。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

※ 劇場が指定する演奏会の基準

- ・劇場が主催する事業
- ・劇場が必要と判断したアウトリーチ事業
- ・名古屋市の関係機関等から要請があるもの
- ・公益的に意義があると思われる広く開かれたお祭りのなもの
- ・その他劇場が出演するに相応しいと判断するもの

個人や企業等のクローズドのパーティなどは該当しない（ただし、メンバー個人が出演することを規制するものではない。）

※ 出欠連絡等に関する手順

- ・パートごとに連絡チーフを定める。（パート内で互選し、パートリーダーと異なっても良い）
- ・メンバーは連絡チーフに出欠連絡する。
- ・連絡チーフは劇場担当者に適宜報告する。
- ・劇場担当者は音楽監督等に適宜報告する。
- ・パートはサククス、トロンボーン、トランペット、リズム隊（ドラム、ギター、ベース、ピアノ）の4パートとする。